

有 機 認 証 制 度 について

「有機」、「減農薬」等の表示が氾濫し、消費者の適正な商品選択に支障が生じていたことから、平成4年に表示ガイドラインを制定し表示の適正化を図ってきた。しかし、ガイドラインには強制力がないことから、有機農産物についての不適切な表示が行われたり、生産基準の不統一が見られる等混乱している状況にあった。

一方、国際的には、平成11年F A O／W H O合同食品規格委員会（CODEX 委員会）において「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」が採択された。

このような状況を踏まえ、国は、平成11年に農林物資の規格化及び品質表示の適正化等に関する法律（現:日本農林規格等に関する法律。以下「J A S 法」という。）を改正し、有機農産物やその加工食品に関する日本農林規格を定め、表示の適正化が図られた。登録認証機関から認証を受けた有機農産物の生産者（生産行程管理者）や、有機農産物加工食品の製造業者自らが**有機農産物の日本農林規格による格付（自己格付）を行うことができる制度及び、格付表示（有機J A S マーク）が付されたものでなければ「有機」表示ができないとする名称表示を規制する制度**を導入した。

現在は、食品表示基準の規定に従って「有機トマト」、「有機栽培米」、「馬鈴薯（有機農産物）」、「キャベツ（オーガニック）」、「にんじん（有機栽培）」、「オーガニックケチャップ」、「有機コーヒー」等の表示が付され、「有機低農薬栽培」、「有機減農薬栽培」等の**紛らわしい表示は規制対象**となっている。有機食品の表示の規制は平成13年から実施され、J A S 法では、有機J A S マークが付されていないならば「有機」の表示をしてはならないことになっている。

この表示が適正に行われているかどうかは、（独）農林水産消費安全技術センター（全国に8ヵ所）が日常的にモニタリングを行ない、不適正な表示が発見された場合は指導があり、改善がみられない場合は、農林水産大臣による改善命令が出され、さらにこの命令にも従わない場合には、罰則が課せられることになっている。なお、農産物の生産者等が登録認証機関の認証を受けていないにも係わらず、有機J A S マークを当該農産物等に貼付した場合などにも罰則が課せられることになる。

なお、生産行程管理者を認証できる登録認証機関は、J A S 法に定められた基準に基づいて審査され、農林水産大臣が登録する。

登録認証機関は、有機農産物の生産農家や加工食品の製造業者等からの認証の申請を受け、認証の技術的基準に基づいて審査を行い、認証する。また、登録認証機関は、認証を行った生産農家や製造業者等が認証後も有機J A S に基づいて生産を行っていることを確認するため、最低1年に1回、調査を行う。

認証を受けた有機農産物の生産農家や加工食品の製造業者は、生産・製造過程の記録等に基づいて自ら生産・製造した食品を格付し、有機J A S マークを貼付して市場に供給する。

有機 JAS 制度について

1. 制度の概要

JAS 法に基づき、「有機 JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者には「有機 JAS マーク」の使用を認める制度

（農産物、畜産物及び加工食品は、有機 JAS マークが付されたものでなければ、「有機〇〇」と表示できない。）

2. 有機 JAS

諸外国と同様に、コーデックス（食品の国際規格を定める機関）のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定。

○有機農産物にあつては、堆肥等で土作りを行い、化学合成肥料及び農薬の不使用を基本として栽培

○有機畜産物にあつては、有機農産物等の給与、過剰な動物医薬品等の使用の制限、動物福祉への配慮により飼養

○これらの生産に当たっては、遺伝子組換え技術は使用禁止

など

3. 有機認証制度の相互承認

有機認証について他国の制度を自国の制度と同等と認め、相手国の有機認証品を自国の有機認証品として取り扱う国家間の取決め。

現在、EU、スイス、米国、カナダ、英国、台湾と有機同等性について、相互承認をしている。

生産行程管理者認証後に
貼付できる JAS マーク
(生産者が自ら作製し表示する義務)

⇒



鶴岡市
認証番号
生産行程管理者名

鶴岡市有機農産物認証制度概要

鶴岡市は、JAS法に基づいた登録認証機関として有機農産物の「生産行程管理者」の認証業務を行います。

1 認証を受けるための準備

- ① 生産行程管理者等講習会の受講（受講しない方は申請できません。）
- ② 生産行程管理責任（担当）者と格付責任（担当）者の選任（各1名以上）
- ③ 内部規程の作成（栽培管理基準や作業基準・格付基準等の規定文書を作成する。）
- ④ 過去の生産行程管理記録の整備（有機的管理を証明する客観的証拠）
- ⑤ 鶴岡市の様式に基づく申請書類の作成（下記に記載）

2 認証業務の流れ

- ①認証申請の受付・・・・・・・・申請は（随時）受付
↓
- ②認証申請書の書類審査・・・・申請内容が「JAS1605・有機農産物についての生産行程管理者の認証の技術的基準」に適合するかを確認
↓
- ③実地調査・・・・・・・・申請ほ場、関連施設がJAS1605に適合するかを調査
調査の結果を報告
↓
- ④判定委員会・・・・・・・・書類審査及び実地調査の結果を審議
↓
- ⑤判定・・・・・・・・判定委員会の審議結果を踏まえ、調査結果のレビュー
を行い判定
↓
- ⑥認証・・・・・・・・鶴岡市より「生産行程管理者認証書」の交付
JAS法に基づく認証情報の公表
↓
- ⑦監査・・・・・・・・認証した事項について少なくとも1回／年調査
（違反行為や重大な過失があった場合は、業務停止・
認証取消の命令を執行）取消し等の情報を公表

3 認証（監査）手数料

- ① 認証手数料・・・・・・・・**29,080円**（生産者数が1ではほ場数が5以下）
生産者数が1を超える場合は、1,600円/人を加算。
ほ場数が5を超える場合は、700円/ほ場を加算。
- ② 監査手数料・・・・・・・・**16,680円**（生産者数が1ではほ場数が5以下）
加算条件は同上。
- ③ 変更申請手数料・・・・・・**13,580円**（変更対象生産者数が1で、ほ場数が5以下）
実地検査を必要としない書類審査のみの場合は、7,120円。
加算条件は同上。

4 生産行程管理者の認証基準

鶴岡市ではJAS法に基づき、有機農産物の生産管理行程管理者を認証する際の基準を定めています。詳細については藤島庁舎産業建設課エコタウン室（TEL64-5803）に問い合わせ下さい。（鶴岡市内の生産者で、かつ市内のほ場・施設のみ対象となります。）

5 申請時に必要な書類等

- (1) 申請書 (別記様式 1)
 - ① 生産者及び申請ほ場総括表 (別記様式 10)
 - ② 履歴書 ※講習修了書添付のこと (別記様式 9)
- (2) 生産を行うほ場の周辺図 (別記様式 11)
- (3) 申請対象ほ場地図 (別記様式 12)
- (4) 水系図又は用排水図 (水田の場合に限る：任意資料で可)
- (5) 生産施設一覧表及び図面 (別記様式 13)
 - 生産に関連する全ての施設の名称・住所を記載のこと
- (6) 育苗を行う場所周辺図 (別記様式 13-2)
- (7) 生産管理の規定及び格付けの組織体制
 - ①業務規程 (様式は任意)
 - ②生産行程管理規程 (様式は任意)
 - 1. 種子管理台帳 (別記様式 14)
 - 2. 外部購入資材台帳 (別記様式 15)
 - 3. 機械器具台帳 (別記様式 16)
 - 4. 組織体制図 (別記様式 17)
 - 5. ほ場別生産計画 (別記様式 18)
 - 6. 生産行程外部委託契約書 (外部委託がある場合 参考様式 19：任意可)
 - ③格付規程 (様式は任意)
- (8) 有機栽培を証明するもの (過去2年間の栽培管理記録等)
 - ・ 生産行程管理記録 (別記様式 20)
- (9) その他 申請圃場の周辺生産者との協定書等 (様式は任意)
 - 外部購入資材がJAS1605の基準を満たしていることを確認できる証明書

6 認証前に提出しなければならない書類

- (1) 生産行程管理者認証同意書 (別記様式 25)

7 認証後に提出しなければならない書類等

- (1) 生産行程管理者年次監査申請書 (別記様式 23)

- ☐ (別記様式 10) 生産者及び申請ほ場総括表
- ☐ (別記様式 12) 申請対象ほ場地図
- ☐ (別記様式 13) 生産施設一覧表及び図面 (保管場所及び作業所等の見取図)
- ☐ (別記様式 13-2) 育苗を行う場所周辺図
- ☐ (別記様式 14) 令和 年度種子管理台帳 (当該年度台帳)
- ☐ (別記様式 15) 令和 年度外部購入資材台帳 (当該年度台帳)
- ☐ (別記様式 16) 機械器具台帳
- ☐ (別記様式 17) 生産行程を行う組織体制図
- ☐ (別記様式 18) ほ場別生産計画 (令和 年度) (当該年度計画)

- ☐ (別記様式 19) 生産行程管理業務外部委託契約書㊟ (該当者)
- ☐ 諸規程類 生産行程管理規程㊟・業務規程㊟・格付規程㊟・協定書㊟ (該当者)
- ※ ☒ を入れ、関係資料を添付し、申請すること。
- ※ 別記様式 20 令和 年度生産行程管理記録は、当該実地検査日の 2 週間前提出。

- (2) 格付実績報告書 (別記様式 7)
 - 1) 生産行程管理記録 (別記様式 20)
 - 2) 格付表示農産物関係台帳 (別記様式 21 : 任意可)
 - 3) 格付検査記録 (別記様式 22 : 任意可)